

↳ 遺産分割協議書の作り方

Q : 遺産分割について話し合いが終わりましたが、遺産分割協議書はどのように作ったらいいのですか？

A : 書式については特に定められていません。

【解説】

遺産分割協議書とは、共同相続人等の全員で遺産の分割について協議した事項を記載した書類をいいます。

遺産分割協議書の書式については、特に定められていませんが、財産の分割の協議事項を記載した書類に、その相続に係るすべての共同相続人等が自署をし、これらの者の住所地の市区町村長の発行した印鑑証明書を添付し、その証明を受けた実印を押印して作成しなければならないとされています。

また、共同相続人等の中に未成年者がいる場合には、家庭裁判所に特別代理人の選任を請求し、その特別代理人を交えて遺産分割協議をし、その者の自署とともに実印を押印し、その実印に係る印鑑証明書を添付して作成しなければならないとされています。

なお、配偶者に対する相続税額の軽減や小規模宅地等にかかる特例を受けるためには、遺言書又は遺産分割協議書の写しなどとそこに押印した実印に係る印鑑証明書を添付して申告書を提出しなければ適用が受けられないこととなっていますので、これらの規定の適用を受ける場合には、必ず遺産分割協議書を作成しなければなりません。

